



幸手市
マスコットキャラクター
「さっちゃん」

幸手市

第3次障がい者基本計画

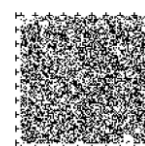
第7期障がい福祉計画

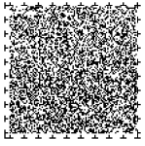
第3期障がい児福祉計画

概要版

令和6年3月

幸手市





計画の策定にあたって

○策定の趣旨

本市においては、平成30年3月に「第3次障がい者基本計画」と「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を策定し、令和3年度に必要な見直しを行って、障がい者施策の充実を図ってまいりました。この度の見直しは、現在の「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」が令和5年度で最終年度を迎えることから、新たに「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定するとともに、「第3次障がい者基本計画」についても必要な見直しを行うものです。

○計画の位置付けと役割

「障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもので、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法*第88条に規定される「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、向こう3年間の障がい福祉サービス等に関する実施計画です。

策定にあたっては、国の「障害者基本計画（第5次）」と県の「第7期埼玉県障害者支援計画」との整合・連携を図ります。

また、本市の上位計画である「幸手市総合振興計画」、「幸手市地域福祉計画」等、福祉分野をはじめとした関連する諸計画との整合を図りながら推進します。

○計画の対象

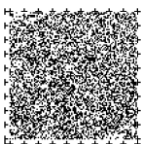
本計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい*、高次脳機能障がい*を含む。）、難病*などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象とします。

*障害者総合支援法：正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。

*発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠如多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいです。

*高次脳機能障がい：病気や交通事故などさまざまな原因で、脳が部分的に損傷を受けたために生ずる知覚や記憶など認知機能に障がいがおきた状態をいいます。

*難病：平成27年1月施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されています。障害者総合支援法においては、対象となる難病が順次拡大され、令和3年11月からは366疾病が対象となっています。



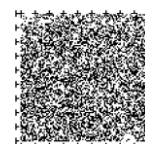
○計画の期間

「第3次障がい者基本計画」の計画期間は、平成30年度から令和8年度までの9年間です。

「第7期障がい福祉計画」および「第3期障がい児福祉計画」については、令和6年度から8年度までの3年間の計画とします。

図 計画の期間

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
総合振興計画（10年）	第5次	第6次計画								
（基本計画（前後期各5年））	後期	前期基本計画					後期基本計画			
地域福祉計画（5年）	第1次計画		第2次計画				第3次			
障がい者基本計画（9年）	第3次障がい者基本計画									
障がい福祉計画（3年）	第5期計画		第6期計画			第7期計画				
障がい児福祉計画（3年）	第1期計画		第2期計画			第3期計画				



障がい者基本計画

○基本理念

本市の障がい者基本計画における基本理念は、以下のように定めます。

自立し、社会参加をし、
安心して暮らせる共生社会の実現

障がいのある人が、社会の一構成員として障がいのない人と分け隔てられることなく、地域の中で自立し、社会参加し、自分らしく生き生きと活動できる社会の構築と支援をすすめます。

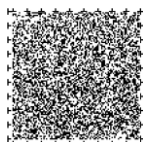
障がいのある人はもちろん、高齢者や子育て中の人など、使う人みんなにやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

こうした取り組みを通じて、地域に住む人々が、だれもが安心して暮らせ、お互いを尊重し支えあう「共生社会」の実現をめざします。

○基本目標

基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を定め、計画的な施策の推進を図ります。

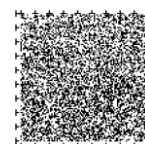
- 1 地域における支え合い活動の推進
- 2 地域生活の支援
- 3 社会参加・活動への支援
- 4 安心できる保健、医療の充実
- 5 障がいのある子どもとその家庭への支援
- 6 人にやさしいまちづくりの推進



○計画の体系

基本理念	基本目標	主な施策
自立し、社会参加をし、安心して暮らせる共生社会の実現	1 地域における支え合い活動の推進	(1) 広報・啓発活動の推進
		(2) 権利擁護*のための施策の充実
		(3) 支え合いの社会づくり
	2 地域生活の支援	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 障がい福祉サービス等の充実
		(3) 地域生活支援体制の整備
	3 社会参加・活動への支援	(1) 就労の促進
		(2) コミュニケーション支援の充実
		(3) スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実
	4 安心できる保健、医療の充実	(1) 療育体制の整備
		(2) 発達障がい・高次脳機能障がいのある人への支援
		(3) 保健・医療体制の充実
		(4) 精神保健施策の充実
	5 障がいのある子どもとその家庭への支援	(1) 障がいのある子どもの保育の充実
		(2) 障がいのある子どもの教育の充実
		(3) 健全育成の推進
		(4) 卒業後の進路対策の充実
	6 人にやさしいまちづくりの推進	(1) 人にやさしいまちづくりの総合的推進
		(2) 住宅・生活環境の整備
		(3) 道路・交通環境等移動手段の整備
		(4) 防犯・防災対策の充実

*権利擁護：障がい者などの社会的弱者が、さまざまな局面で不利益を被ることのないように、本人の権利を保護したり、代弁したりすることです。



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

●計画の成果目標

障がい福祉計画および障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針では、障がい者の地域生活への移行や就労支援、障がい児支援の提供体制の整備、相談支援体制の充実・強化、障がい福祉サービス等の質の向上等について、成果目標を設定することとしています。

本市においても、第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画において設定した成果目標の進捗状況を踏まえ、次のとおり令和8年度を目標年度とする新たな成果目標を定めます。

○福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値等
令和4年度末時点の入所者数	62人
令和8年度末までの地域生活移行者数	4人(6.2%)

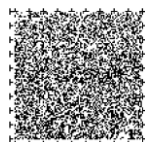
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回
協議の場への関係者の参加者数	250人	250人	250人
協議の場における目標設定	有	有	有
協議の場における評価の実施回数	2回	2回	2回
地域移行支援の利用者数(実人数)	3人	3人	4人
地域定着支援の利用者数(実人数)	7人	7人	8人
共同生活援助の利用者数(実人数)	25人	25人	25人
自立生活援助の利用者数(実人数)	1人	1人	1人
自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人

○地域生活支援の充実

項目	数値等
地域生活支援拠点等における支援体制および緊急時の連絡体制の構築	有
運用状況の検証・検討実施回数	年2回
強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備	有※

※埼玉葛北地区地域自立支援協議会構成市町との協定により整備



○福祉施設から一般就労への移行

項目	数値等	
一般就労移行者数	6人	1.5倍
(就労移行支援事業)一般就労移行者数	6人	1.5倍
(就労継続支援A型)一般就労移行者数	2人	皆増
(就労継続支援B型)一般就労移行者数	2人	皆増
(就労定着支援事業等)就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	3事業所	6割
就労定着支援事業所数	2事業所	4割
就労定着支援事業の利用者数	10人	1.43倍

○障がい児支援の提供体制の整備等

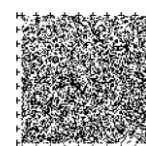
項目	数値等
児童発達支援センターの設置	2か所
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所以上
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所以上
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場	有
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有

○相談支援体制の充実・強化等

項目	数値等
基幹相談支援センターの設置	設置
協議会における個別事例検討の実施体制の確保	有

○障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	数値等
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有



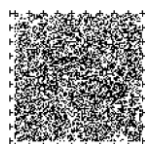
●障がい福祉サービスの見込量

○訪問系サービス

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	659	733	807
	人/月	47	51	55
重度訪問介護	時間/月	120	148	176
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	81	97	114
	人/月	9	10	11
行動援護	時間/月	949	1,010	1,071
	人/月	46	49	53
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	1
	人/月	0	0	1

○日中活動系サービス

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	2,573	2,568	2,564
	人/月	133	134	136
うち重度障がい者の利用者数	人/月	31	35	40
自立訓練（機能訓練）	人日/月	32	42	53
	人/月	2	2	3
自立訓練（生活訓練）	人日/月	92	122	152
	人/月	10	13	16
就労選択支援	人/月		0	1
就労移行支援	人日/月	225	188	151
	人/月	11	8	5
就労継続支援（A型）	人日/月	651	584	517
	人/月	35	31	27
就労継続支援（B型）	人日/月	1,553	1,642	1,731
	人/月	94	100	106
就労定着支援	人/月	7	7	7
療養介護	人/月	6	6	6
短期入所（福祉型）	人日/月	114	128	142
	人/月	24	27	31
うち重度障がい者の利用者数	人/月	2	2	2
短期入所（医療型）	人日/月	5	5	5
	人/月	2	2	2
うち重度障がい者の利用者数	人/月	2	2	2



○居住系サービス

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助（人／月）	1	1	1
共同生活援助（人／月）	81	91	101
うち重度障がい者の利用者数（人／月）	5	6	7
施設入所支援（人／月）	60	59	58

○相談支援

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援（人／月）	77	79	82
地域移行支援（人／月）	2	2	2
地域定着支援（人／月）	8	8	9

●児童福祉サービス等の見込量

○障がい児通所支援

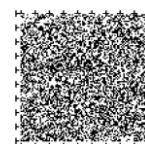
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	719	791	864
	人/月	69	78	87
放課後等デイサービス	人日/月	1,991	2,292	2,593
	人/月	149	172	195
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	1

○障がい児相談支援

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	46	52	59

○医療的ケア児に対する支援

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	4	4	4



○子ども・子育て支援等における障がい児受入れ

【受入れ見込み人数】(単位：人)

施設名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	提供体制	人数	提供体制	人数	提供体制
幼稚園	12	12	12	12	12	12
保育所	6	6	6	6	6	6
認定こども園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外	0	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	15	15	15	15	15	15

○発達障がい者等に対する支援

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人)	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(人)	0	0	1
ペアレントメンターの人数(人)	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数(人)	1	1	1

●地域生活支援事業

○理解促進研修・啓発事業

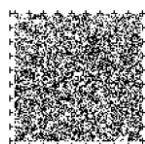
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発	無	無	有

○自発的活動支援事業

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援	無	無	有

○相談支援事業

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業(か所)	3	3	3
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	有



○成年後見制度*利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業（人／年）	6	7	8
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有

○意思疎通支援事業

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業（件／年）	35	35	35
要約筆記者派遣事業（件／年）	20	20	20
手話通訳者設置事業（人／年）	0	0	1

○日常生活用具給付等事業

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	10	10	10
在宅療養等支援用具	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	7	7	7
排せつ管理支援用具	1,050	1,100	1,150
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	1	1	1

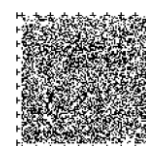
○手話奉仕員養成研修事業

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修（人／年）	10	10	10

○移動支援事業

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
移動支援事業	延べ時間数（時間／月）	350	350	350
	実人数（人）	40	40	40

*成年後見制度：知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度のことです。



○地域活動支援センター事業

(自市分)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター設置数(か所)	1	1	1
地域活動支援センター利用者数(人/月)	6	6	7

(他市分)

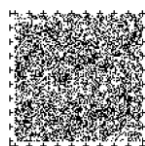
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター設置数(か所)	3	3	3
地域活動支援センター利用者数(人/月)	25	25	25

○その他事業

区分	計画の見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業(実施回数)	240	250	260
日中一時支援事業(利用者数)	5	5	5
知的障害者職親委託事業(人)	3	3	3
自動車運転免許取得助成事業(件)	1	1	1
自動車改造費助成事業(件)	1	1	1
福祉タクシー利用助成事業(利用券交付者数)	470	480	490
自動車燃料費購入助成事業(人)	570	570	570
障害児・者生活サポート事業(実利用者数)	30	32	34
紙おむつ支給事業(受給者数)	53	54	55
難聴児補聴器購入費助成事業(件)	3	3	3
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業(件)	4	4	4
つながり安心ネットワーク事業(登録事業者数)	153	153	154



幸手市
マスコットキャラクター
「さっちゃん」



幸手市
第3次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
概要版

令和6年3月

発行：幸手市 編集：幸手市 健康福祉部 社会福祉課

〒340-0152 幸手市大字天神島 1030-1 Tel 0480(42)8435 Fax 0480(43)5600